



物流ニッポン

2008年(平成20年)

9 | 15 (月)

発行/月曜日・木曜日 第3164号

購読料/半年32,130円(月額5,355円、税込)

©物流ニッポン新聞社 2008 (昭和44年4月1日第三種郵便物認可)

オーナー対象地震保険

イソーコ 財物、休業損害を補償

【石井麻里】イソーコ(港区)とグループ各社(遠藤文社長、東京都)は、企業リスク診断・保険代理店のシー・アイ・

エス・ホールディング(CTS、森島知文社長、千代田区)と業務提携し、倉庫オーナーを対象とした地震保険リスク対策事業を今月からスタートさせた。建物・機械設備などの財物損害の補償に加えて、休業によって受ける収益減少の損害もカバーするCTS独自の地震保険を共同で提案していく。

地震が発生し、倉庫建物が損壊した場合、サービスの提供ができなくなり顧客が流出する。売り上げが低下する一方で、修繕費用が増加、キャッシュフローが減少してしまう。金融機関の信用価値を低下させ、資金調達難、M&A(企業の合併・買収)リスクの増大、事業再開の困難、物件の売却など悪影響が連鎖する。

政府が進める「事業継続計画(BCCP)」の構

ユフロー対策を補償する地震保険を開発。既存の火災保険を継続しながら加入できるのが特徴。財物損害と休業損害を同時に補償し、内部留保、経常利益を勘案した自己負担額(免償額)で経済合理性にかなった保険料を設定。休業損害補償は最大十二か月間で、全休業損害が確定する前でも一か月後から毎月支払うので、資金ショートを回避できる。

従来の地震保険は、新耐震基準施行前の施設を改修し、基準を満たした場合でもリスク回避のための保険に加入することは困難だった。今後は、イソーコグループが倉庫の耐震診断・補強を行い、新耐震基準に適合となった回収施設に対し、CTSが地震保険の設計・手配を手掛けていく。